

③<<外国人材>>国家戦略特区等提案検討要請回答

| | 提案主体の氏名 又は団体名 | 提案名 | 具体的な事業の実施内容 | 事業の実施を不可能又は困難 とさせている規制等の内容 | 規制等の 根拠法令等 | 規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容 | 制度の所管・ 関係府省庁 | 各府省庁からの検討要請に対する回答 |
|---|------------------|---|---|--|--|--|-----------------|--|
| 1 | Iainen llc | 外国人が経営管 理ビザ取得する際 の資本金に関わる 条件の明確化 | 外国人が日本国内にて起業し ビジネスを営むためには経営 管理ビザを取得する必要がある。 その要件の一つとして、 「資本金か出資の総額が500 万円以上」が求められてい る。近年、通称Jkissと呼ばれ る新株予約権による資金調達 が増加しているが会計上の資 本金の定義との違いが存在し ている。この課題を解決す べく、新株予約権による資金 調達を当該要件をみたすもの とする明確化を行うもの。 | 2006年の新会社法の施行に伴 い、資本の部が純資産の部と 名称変更。新株予約権は負債 の部から純資産の部の「その 他」項目として会計処理され ることとなった。添付資料のよ うに「その他」は厳密には資本と みなされず、かかる課題が生じ ている。 | ・出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の 基準に定める省令 (参考) 2006年新会社法。払込資本を増加させる可能性の ある部分を含む複合金融商品に関する会計処理 (企業会計基準適用指針第17号)。 ・自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計 基準(企業会計基準第1号)。 ・自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計 基準の適用指針(企業会計基準適用指針第2号)。 ・貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基 準(企業会計基準第5号)。 ・貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基 準等の適用指針(企業会計基準適用指針第8号)。 | 「出入国管理及び難民認定法第7条 第1項第2号の基準に定める省令」の 出資に関するために該当する条文 「資本金の額または出資の総額」を純 資産の総額と変更することによる明 確化。その結果、新株予約権も当該 条件を満たすという明確化。 | 法務省 | 新株予約権により調達した資金を、出入国管理及び 難民認定法第七条第一項第二号の基準に定める省 令「経営・管理」の項下欄二の口に定める資本金の 対象とできるかについて、令和5年6月規制改革実 施計画において、必要な条件の在り方も含めて検討 する旨決定しており、引き続き検討してまいりたい。 |

③<<外国人材>>国家戦略特区等提案検討要請回答

| | 提案主体の氏名 又は団体名 | 提案名 | 具体的な事業の実施内容 | 事業の実施を不可能又は困難 とさせている規制等の内容 | 規制等の 根拠法令等 | 規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容 | 制度の所管・ 関係府省庁 | 各府省庁からの検討要請に対する回答 |
|---|------------------|------|---|--|--|--|-----------------|--|
| 2 | 社会福祉法人太陽会 | 移民特区 | 積極的な移民政策を取らない日本政府の方針に対し、特定の過疎地域に限り、人口減少、労働力不足を解消するために、新たな形での移民受け入れを行う事業 | 2019年4月の出入国管理及び難民認定法改正により、技能特定ビザが導入された。これにより外国人労働者の受け入れが拡大され、特定の必要とされるスキルを持つ外国人が、一定の条件下で働くことが可能となった。一方で、大半の外国人労働者には、在留期間の更新義務や通算期間の上限、家族の帯同不可といった制限があることから、企業等においては、外国人労働者の安定的かつ持続的な雇用の確保、積極的な受け入れ体制の構築が行えず、過疎地域における人口減少対策や地域活性化対策を進めることが困難となっている。 | <p>○出入国管理及び難民認定法【在留資格及び在留期間】第2条の2第3項【在留期間の更新】第21条</p> <p>○出入国管理及び難民認定法施行規則【在留期間(1年以内)】第3条、別表第2</p> <p>○特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針【在留期間及び家族の帯同不可】(3(1)ア)</p> | <p>特定地域における外国人労働者の在留資格に関する規制緩和</p> <p>○現行の在留期間制限等の適用除外、特例措置の導入 ※一定の条件の下、地方公共団体又は民間事業者へ権限及び監督責任を付与</p> <p>○地方公共団体又は民間事業者において、外国人労働者受け入れのための仕事の確保や住居及び教育環境の整備を行うことを前提に、 ①10年間地域に定住し、仕事をする ことを条件に、入国時より家族の帯同を可能とする。 ②在留期間の更新手続きは不要とする。 ③条件に到達した場合には、煩雑な手続きや必要書類の提出を求めず、その後の永住権を付与し、新たに出生した子供には日本国籍を与える。</p> <p>これにより、外国人労働者の安定的かつ持続的な雇用が確保され、また、積極的な受け入れ体制の確立による「移民特区」として地域経済の活性化を図る。</p> <p>※少子高齢化、人口減少が加速度的に進むだけでなく、高インフレ等の影響により、国際競争力が著しく低下し、日本人が他国へ移住している現状は軽視できない。これからの日本は、日本で働く善良な外国人にも、日本人と平等の人権を与えなければ、安定した外国人労働力の確保が困難となり、欧米諸国等、移民政策に積極的な諸外国との格差が顕著になることが予測される。これを解消するためにも、関連する諸制度に対し、地域の実情に適した柔軟な規制緩和策を早急に講じる必要がある。</p> | 法務省 | 外国人材の受入れについて、政府としては、専門的・技術的分野の外国人については、我が国の経済社会の活性化に資することから、積極的に受け入れていくことを基本としており、このような基本方針に沿って、平成30年の入管法改正において特定技能制度を導入するなど、専門的・技術的分野の外国人材の受入れを積極的に推進してきたところ。他方で、政府としては、国民の人口に比して、一定程度の規模の外国人及びその家族を、期限を設けることなく受け入れることによって国家を維持していこうとする、いわゆる「移民政策」を採る考えはない。外国人材の活用については、外国人材の受入れが与える経済的効果の検証、社会的コストや雇用全体に及ぼす影響など、様々な観点から、今後とも政府全体で幅広い検討を行っていく必要があると考えている。 |

③<<外国人材>>国家戦略特区等提案検討要請回答

| | 提案主体の氏名 又は団体名 | 提案名 | 具体的な事業の実施内容 | 事業の実施を不可能又は困難 とさせている規制等の内容 | 規制等の 根拠法令等 | 規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容 | 制度の所管・ 関係府省庁 | 各府省庁からの検討要請に対する回答 |
|---|------------------|----------------|--|--|---|---|-------------------------|--|
| 3 | Park HongBin | 外国人理容師育 成産業 | 既存の「外国人美容師育成産 業」に「外国人理容師」も含 め、外国人理容師として成長 する人材を養成する | <ul style="list-style-type: none"> 外国人の理容師が日本で就 業可能な在留資格は存在しな い。 外国人美容師については国 家戦略特区において就業が認 められているものの、外国人理 容師は対象となっていない。 | <ul style="list-style-type: none"> 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第3 19号)第2条の2 第2項 別表第一 国家戦略特別区域外国人美容師育成事業実施要 領(令和3年7月30日決定) | <p>まず、既存に施行されている「外国人美容師育成産業」に「外国人理容師」も含める。参加しようとする人数が美容師よりは少ないだろうが、先に説明したように世界的に自分の容貌を直接育てる男性が多くなっているため、十分に成長可能性があると思う。現代のBarbershopはほとんど西洋的な感じが強いが、日本の特別なエステティックサービスを融合させたプレミアムBarbershopのコンセプトは世界的にも人気があると思う。</p> | <p>法務省</p> <p>厚生労働省</p> | <p>外国人美容師育成事業は、我が国で美容に関する実践経験を積んだ人材の海外における活躍を推進することを通じて、日本の美容製品の輸出による産業競争力の強化やブランド向上を含むクールジャパンの推進を図るとともに、インバウンドの需要に対応するため、日本の美容師免許を有する外国人材を育成する事業として、令和4年8月に監理実施機関が指定され、令和5年4月より、外国人美容師の就労が開始されたところである。</p> <p>日本の理容師免許を有する外国人を対象に同様の事業を実施するかは、外国人美容師育成事業の実施状況等を踏まえるとともに、業界団体の意向等を踏まえつつ、必要に応じて対応を検討していく。</p> |